

令和2年度に行われた分類定義カードの修正内容					
新分類・Dターム	修正欄	修正前	修正後	修正理由	備考
B5-10AC	他の意匠分類/Dタームとの関係	外羽根式(B5-1ACA)のものは除く。	外羽根式(B5-10ACA)のものは除く。	誤記の修正	
C3-80	他の意匠分類/Dタームとの関係		→衣類の手入れをする機能を備え、かつ、外観が収納棚(収納キャビネット)を呈するもの(D6-518)は除く。必ずしも物品名にとらわれない。	定義の明確化に伴う修正	
C4-16	参考分類・参考物品	—	C4-22 水石けん入れ	定義の明確化	
C4-16	定義	簡易な手洗いカランから、移動用でおかつコンパクトに改良された手洗い器。	簡易な手洗いカランから、移動用でおかつコンパクトに改良された手洗い器。なお、水石けんや消毒液等の供給(泡状、霧状による噴霧を含む)により手を清潔にすることを主とした物品、それらと同時に使用される付属品は、原則含まない。	定義の明確化	
C4-16	定義	「噴霧式手洗い器(01147501)」の図例	(削除)	定義の明確化	
C4-16	他の意匠分類/Dタームとの関係	—	水石けんや消毒液等の供給(泡状、霧状による噴霧を含む)により手を清潔にすることを主とした物品、それらと同時に使用される付属品はC4-22(水石けん入れ)に分類される。	定義の明確化	
C4-22	参考分類・参考物品	—	C4-16 手洗い器	定義の明確化	
C4-22	定義	液状の身体洗剤を供給する容器。	液状の身体洗剤を供給する容器。水石けんや消毒液等の供給(泡状、霧状による噴霧を含む)により手を清潔にすることを主とした物品、それらと同時に使用される付属品を含む。	定義の明確化	
C4-22	定義	—	「手指消毒用噴霧器(01474074)」の図例	定義の明確化	
C4-30	他の意匠分類/Dタームとの関係	—	→衣類の手入れをする機能を備え、かつ、外観が収納棚(収納キャビネット)を呈するもの(D6-518)は除く。必ずしも物品名にとらわれない。	定義の明確化に伴う修正	
D5-310	定義	「入浴用(サウナ用も含む)の湯船等のうち、下位の分類に該当しないもの。主に、特殊用途等の固定設置しない浴槽。」	→「浴槽等のうち、下位の分類に該当しないもの。以下の特殊用途の浴槽を含む。」に修正	定義の明確化	
D5-310	他の意匠分類/Dタームとの関係	「足浴用は、含まない(J7-56)。医療用はJ7-56に分類する。」	→「足浴用及び医療用は、J7-56。」に修正	記載内容の明確化	
D5-311	定義	「浴室に一体状に組み込み設置するタイプの浴槽。」	→「一般的な入浴用の浴槽であって、浴室に一体状に組み込み設置する浴槽及び単に載置する浴槽を含む。」に修正	定義の明確化	
D5-311	他の意匠分類/Dタームとの関係	「浴室等とは一体化せず、単に載置するだけのものは、D5-310。治療用の浴槽はJ7-56に分類する。」	→「入浴に介助者を要する等の特殊用途の浴槽は、D5-310。治療用の浴槽は、J7-56。」に修正	定義の明確化に伴う修正	
D5-41	他の意匠分類/Dタームとの関係	「C4-28」 「D5-40」	→「C4-280」に修正 →「D5-400」に修正	誤記修正	
D6-518	この分類に含まれる物品		→「衣類管理機」を追加	定義の明確化に伴う修正	
D6-518	定義		→「衣類の手入れをする機能を備え、かつ、外観が収納棚(収納キャビネット)を呈するもの。必ずしも物品名にとらわれない。」を追加 →意匠登録第1617858号、1652920号、1644216号の図を追加	定義の明確化	
D6-518	分類付与運用メモ		→「衣類の手入れする機能を備えるものについては、今後の出願動向を踏まえ、C3代やC4代との調整が必要。」を追加	定義の明確化に伴う修正	
D7190	定義	・机上に取り付けるパーティションも含む	・机上用ついたての機能を備えたものについては、留め具等で固着して取り付けるタイプや置くだけのタイプのものも含む。卓上用の飛沫感染防止用パーティションも含む。 ●図例2図(登録01639397、登録01529644)追加	従前から机上ついたてに関しては、携帯性があるか等で分類付与が分かれていたが、統一的に今回D7の分類にまとめた。	

D7190	他の意匠分類/D タームとの関係	・机上で使用するための(パーティション)機能を有する物品等について、机の上に置くだけで折りたたんで持ち運ぶ等、机等に取り付け、または常置して使用するものではない場合、机の部品付属品ではなく、事務用品としてF2に分類する。	・台の上で使用するための(パーティション)について、水よけのものは、D5-1900(厨房設備具部品及び付属品)、油よけのものは、C6-44922(こんよ用油よけ具)に分類する。 ●図例1図(登録01529644)削除	従前から机上についてに関しては、携帯性があるか等で分類付与が分かれていたが、統一的に今回D7の分類にまとめた。
E1-6330	分類付与運用メモ		追記 →マルチコプター型の無人航空機(いわゆるドローン)に関するG4-1(無人航空機)との関係 ・具象的なキャラクターや航空機を模したおもちゃはE1-6330(飛行機おもちゃ)に分類する ・ローターが一軸のものは、物品名によってE1-6330とG4-1とに振り分ける ・上記以外のマルチコプター型の無人航空機(いわゆるドローン)は、物品名を問わずG4-1に分類する →図例の追加、登録1486132、1638378、1405356	G4-1とE1-6330とに分かれていた所謂ドローン及びドローンおもちゃについて、G4-1にまとめるため。
E3-3500	定義	114953 ゴルフティー	1149537 ティベッグ	誤記
F2000	分類付与運用メモ	・D7家具との区分けについて 机上で使用するための(パーティション)機能を有する物品等について、机の上に置くだけで折りたたんで持ち運ぶ等、机等に取り付け、または常置して使用するものではない場合、机の部品付属品ではなく、事務用品としてF2に分類する。	・D7家具との区分けについて 机上で使用するための(パーティション)機能を有する物品は、「飛沫感染防止パーティション」等を含めD7-190(テーブル、机、カウンター等部品及び付属品)へ分類する。 ●図例1図(登録01529644)削除	従前から机上についてに関しては、携帯性があるか等で分類付与が分かれていたが、統一的に今回D7の分類にまとめた。
F4-730N	定義		図例「登録第1636816号:包装用容器」の追加	定義の明確化
G4-1	定義		追記 →「マルチコプター型の無人航空機(いわゆるドローン)全般を含む。」 →図例の追加、登録1594078	定義の明確化(G4-1とE1-6330とに分かれていた所謂ドローン及びドローンおもちゃについて、G4-1にまとめるため。)
G4-1	他の意匠分類/D タームとの関係		追記 →「E1-6330(飛行機おもちゃ)との関係 ・具象的なキャラクターや航空機を模したおもちゃはE1-6330に分類する ・無人航空機(いわゆるドローン)のうち、ローターが一軸のものは、物品名によってE1-6330とG4-1とに振り分ける ・無人航空機(いわゆるドローン)のうち、マルチコプター型のものは、物品名を問わずG4-1に分類する」 →図例の追加、登録1486132、1638378、1405356	定義の明確化(G4-1とE1-6330とに分かれていた所謂ドローン及びドローンおもちゃについて、G4-1にまとめるため。)
L	意匠分類の名称	土木建築用品	建築物及び土木建築用品	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L	定義	土木構造物、組立家屋等及び土木構造物、建築物を構成する部材、金具を分類する。 仮設工事用品及び土木工事用品を含む。	建築物及び建築物を構成する部材、金具を分類する。 仮設工事用品及び土木工事用品を含む L0 L1~L7に属さないその他の建築物及び土木建築用品 L3 建物、屋外装備品等	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L	他の意匠分類との 関係(含まれない 物品、意匠)	建設機械(K3)及び工具(K1)を除く。	工具(K1)を除く。 建設機械(K3)を除く。	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L0	意匠分類の名称	L1~L7に属さないその他の土木建築用品	L1~L7に属さないその他の建築物及び土木建築用品	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L0-0	意匠分類の名称	L1~L7に属さないその他の土木建築用品雑	L1~L7に属さないその他の建築物及び土木建築用品雑	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L2-5010	意匠分類の名称	組立て橋りょう	橋りょう	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L2-5019	意匠分類の名称	組立て橋りょう部品及び付属品	橋りょう部品及び付属品	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L2-51	意匠分類の名称	組立て道路	道路構造物	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L2-52100	分類付与運用メモ	「舗装用ブロック等はL2-524、...へ分類する。」 「歩道などに敷き詰める舗装用ブロック等は、L2-5220代に分類する。」	「舗装用ブロック等はL2-5220、...へ分類する。」に修正。 「歩道などに敷き詰める舗装用ブロック等は、L2-5220代に分類する。」を削除。	誤記修正、定義の明確化
L3-2010	意匠分類の名称	組立て屋内設置室	屋内設置室	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L3-21	意匠分類の名称	組立て家屋	住宅	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L3-2200	意匠分類の名称	組立て物置	物置	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L3-221	意匠分類の名称	組立て物置用構成品	物置用構成品	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L3-24	意匠分類の名称	組立て店舗	店舗	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応

L3-300	意匠分類の名称	組立て温室	温室	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
L3-3900	意匠分類の名称	組立て温室部品及び付属品	温室部品及び付属品	建築物に係る意匠分類の表示変更への対応
N3-10	定義	<p>画像意匠、又は、物品若しくは建築物の部分としての画像を含む意匠のうち当該画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とするものであって、付与された画像共通タームが以下のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1)VAA～VCL 又は VEA～VED のタームを一つ以上有し、VDA～VDG のタームを有さない場合</p> <p>(2)複数のタームを有するが、主とするタームが VAA～VCL 又は VEA～VED である場合</p>	<p><画像共通Dタームとの関係></p> <p>画像意匠、又は、物品若しくは建築物の部分としての画像を含む意匠のうち当該画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とするものであって、主とするタームが VAA～VCL 又は VEA～VED であるもの。</p> <p><概念1></p> <p>複数のGUI要素やアイコンの特定の配置を表した画像であり、利用者とのインタラクションを示唆するもの。</p> <p><概念2></p> <p>画面全体又はその主要な範囲を占める、背景、侵入(自動出現)型のアニメーション又は固定されたコンテンツ表示部や枠として機能する画像であり、利用者によるインタラクションは制限的であることが示唆されるもの。</p> <p><N3における位置付け></p> <p>GUI部品の機能に由来する形態や変化の態様に特徴があり、レイアウト構成の特徴、単一の図記号として見たときの特徴が際だっていないもの。</p> <p>ここでいうGUI部品の機能とは、VAA～VCL、VEA～VEDに見られる、キーボード、スライダー、インジケータ、文字入力、グラフ、図表、地図、スケジュール、時刻、チャット、説明用背景等から連想されるものを指す。</p> <p>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</p>	定義の明確化
N3-11	定義	<p>画像意匠、又は、物品若しくは建築物の部分としての画像を含む意匠のうち当該画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とするものであって、付与された画像共通タームが以下のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1)VDA～VDG のタームを一つ以上有し、VAA～VCL 及び VEA～VED のタームを有さない場合</p> <p>(2)複数のタームを有するが、主とするタームが VDA～VDG である場合</p>	<p><画像共通Dタームとの関係></p> <p>画像意匠、又は、物品若しくは建築物の部分としての画像を含む意匠のうち当該画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とするものであって、主とするタームが VDA～VDG であるもの。</p> <p><概念></p> <p>レイアウト要素の特定の配置を表した画像であり、利用者とのインタラクションを示唆するもの。レイアウト要素とは、内容(情報)を整列、整理、区分、接続、包含又は強調するウィンドウ、パネル、境界等のような、一般にシンプルで線を用いた図形的特徴であり、アイコンのような分離した表象は含まない。</p> <p><N3における位置付け></p> <p>レイアウト構成に特徴があり、GUI部品の機能としての特徴、単一の図記号として見たときの特徴が際だっていないもの。主に、意匠登録を受けようとする部分が、内容を含まない、枠だけのものが分類される。</p>	定義の明確化
N3-12	定義	<p>画像意匠、又は、物品若しくは建築物の部分としての画像を含む意匠のうち当該画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とするものであって、付与された画像共通タームが以下に該当するもの。</p> <p>・VFA～VKD のタームを一つ以上有し、VAA～VED のタームを有さない場合</p>	<p><画像共通Dタームとの関係></p> <p>画像意匠、又は、物品若しくは建築物の部分としての画像を含む意匠のうち当該画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とするものであって、主とするタームが VFA～VKD であるもの。</p> <p><概念></p> <p>機器の操作等に用いられる画像であり、単純、統一的、象徴(印・しるし)的な形態又は複数の象徴(印・しるし)的な表象の集合体からなるもの。一般に、画面領域に対して小さく、グラフィカルユーザーインターフェースの中でインタラクティブな又は指示的な個別機能を表すものとして認識されるもの。</p> <p><N3における位置付け></p> <p>単一の図記号又はそれらの群として見たときに、その象徴性(意味性)に特徴があり、GUI部品の機能としての特徴、レイアウト構成の特徴が</p>	定義の明確化